



平成 26 年 5 月 23 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代表取締役社長 松 井 道 夫
(コード番号：8628 東証第一部)
問合せ先：常務取締役 和里田 聰
TEL：03（5216）8650

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

松井証券（以下「当社」）は、平成 26 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を割り当てることについて承認を求める議案を、平成 26 年 6 月 22 日開催予定の当社第 98 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する目的
取締役の業績向上への意欲と士気を高めることを目的とします。
2. 新株予約権の割当対象者
当社取締役（社外取締役を除く）
3. スtock・オプションとしての新株予約権発行の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権1個あたり当社普通株式100株とします。
なお、当社が株式の分割、株式の無償割当てまたは株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができるものとします。
 - (2) 新株予約権の数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は2,000個を上限とします。
 - (3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権1個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とし、当該払込金額の払込みに代えて、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。



(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その1株当たりの価額は1円として、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日翌日から3年を経過した日より、新株予約権の割当日翌日から6年を経過する日までの期間で当社取締役会が定める期間とします。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要します。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要します。但し、取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではありません。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができます。
 - ア. 新株予約権の割当日の翌日から3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができません。
 - イ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応当日から、新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日（当該応当日を含む）までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができます（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。
 - ウ. 新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日（当該応当日を含む）までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができます（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします）。
 - エ. 新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の6年後の応当日（当該応当日を含む。当該新株予約権を権利行使することができる期間の最終日）までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができます。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の募集事項及び細目（上記（1）から（7）までの事項における、その他の事項を含む）については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議において定めます。

以上